

契約条項（物品）

(H27.4)

国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター関西育種場（以下「甲」という。）と、契約締結事業者（以下「乙」という。）は、次の契約事項により売買契約を締結する。

第1条 乙は、仕様書等にもとづく品質、規格、形状等を備える物品を甲に引渡すものとする。

2 契約書等契約関係の書類に明記されていないことで、取引上の慣行に属する事項、又はこの契約関係について疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を国立研究開発法人森林総合研究所会計事務取扱要領（13 森林総研第57号）第31条に基づき、出納責任者に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第3条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、引渡期限内に物品の引渡しができないときは、その事由を詳記し、所轄官公署の証明書を添付して、甲に引渡期限の変更を要求することができるものとする。

2 前項の要求について、甲が正当と認めたときは、引渡期限を延長することができる。

第4条 乙は、物品の引渡しをしようとするときは直ちに甲に通知して甲又は甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けるものとする。

2 甲又は検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内（以下「検収期間」という。）に乙の立ち会いのうえ、検査を行うものとする。もし、乙が立ち会わず欠席のまま検査を行うことがあっても、乙は検査の結果について異議を申立てることはできない。

3 検査に合格したときをもって物品の引渡しは完了し、同時にその物品の所有権は乙から甲に移転するものとする。

第5条 乙は、前条の検査の結果不合格のものがあつたときは契約期限内に代品と引換え、又は補修改善のうえ、検査をうけて引渡を行うものとする。ただし、この場合の検査及び所有権移転の時期については前条の規定を準用する。

第6条 乙は、甲に対し引渡期限後に物品引渡の通知をすることはできないものとする。ただし、甲において契約をした目的を達することができることを認めてその引渡しを承認したときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの場合において、乙は、遅滞金として期限の翌日から起算して、検査職員による検査に合格した日まで遅滞1日につき、契約金額の年5.0%に相当する金額を甲に支払うものとする。

第7条 この売買契約により引渡しをした物品にかくれた瑕疵があり、検査終了後1年以内にこれによって損耗き損を生じたときは、乙は甲の指定に従って代金と引換え又は乙の負担において補修するものとする。

- 2 前項の契約不履行の場合、甲は、き損物品を現状において引渡し、乙は、売買代金の総額を甲に還付するものとする。

第8条 代金は、甲が物品全部の引渡しを受けた後、乙の適法な支払請求書を受理した日から40日以内（以下「約定期間」という。）に支払うものとする。

第9条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対して遅延利息を請求することができる。

- 2 前項に定める遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める率（遅延日数1日につき年2.9%の割合）で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

- 3 前項の場合における支払遅延が天災その他不可抗力によるときは、当該事由の継続する期間はこれを約定期間に算入しないものとする。

第10条 甲が検収期間内に検査をしない場合は、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は約定期間から差引き、この遅延期間が約定期間を超える場合は、その超える日数に応じ前条の例に準じて、甲は、乙に遅延利息を支払うものとする。

第11条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならない。

- 2 前項に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第12条 次の各号のいずれかに該当したときは、甲は別段の催告をしないでこの契約を解除することができる。この場合、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 乙において正当な事由がなくして契約上の義務を履行せず、又は履行する見込がないと認めたとき。
- (2) この契約に関し、乙が不正行為をしたと甲が認めたとき。
- (3) 乙が天災その他やむを得ない事由によらず、契約の解除を申し出たとき。
- (4) 第1条第2項の協議が整わないとき。

第13条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規

定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第 66 条第 4 項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) この契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第 14 条 甲は、乙に対しこの契約に基づく違約金がある場合は、乙に支払うべき売買代金と相殺し、又は別に徴収することができる。

第 15 条 この契約の履行にあたり、甲乙間に紛争が生じた場合には、両者の協議により決定した者に裁定を依頼し、その裁定により処理するものとする。

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

【注意】

上記契約条項は、一般的な売買契約における契約条項を示しています。個別の案件によっては、該当しない条項又は不足する条項もあり得ます。上記契約条項に合致しない場合は、個別の請書、仕様書又は別途協議による結果を優先します。